

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....（農業支援課）	43
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	43
道立中央水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	43
道立釧路水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	44
道人事委員会規則	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....	44
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	45
○特設部局及びその級別の指定の一部改正.....	45
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正（2件）.....	45

告 示	
北海道告示第1003号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、空知土地改良区が新たに行う土地改良（滝川西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。	
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年12月27日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成18年12月26日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第1004号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年	

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字炭山36の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年12月26日

北海道立中央水産試験場長 宇 藤 均

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船おやしお丸上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
平成18年12月5日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函東工業株式会社
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 落札金額
35,910,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成18年10月24日付け北海道立中央水産試験場告示第1号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立中央水産試験場総務部総務課
(2) 所在地 余市郡余市町浜中町238番地

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年12月26日

北海道立釧路水産試験場長 北 口 孝 郎

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

試験調査船北辰丸上架修理工事 一式

2 落札を決定した日

平成18年12月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 釧路重工業株式会社

(2) 住 所 釧路市知人町1番5号

4 落札金額

39,690,000円

5 競争の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年10月31日付け北海道立釧路水産試験場告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立釧路水産試験場企画総務部

(2) 所在地 釧路市浜町2番6号

道 人 事 委 員 会 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1117

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1104）を次のように改正する。

附則第5項中「行うものを除く」及び「第27条において準用する場合を含む」の次に「。以下同じ」を加える。

附則第16項を附則第21項とし、附則第15項を附則第20項とし、附則第14項の前の見出しを

削り、附則第14項を附則第19項とし、同項の前に見出しとして「（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）」を付し、附則第13項を附則第18項とし、附則第12項を附則第17項とし、附則第11項の前の見出しを削り、附則第11項を附則第16項とし、同項の前に見出しとして「（昇給に関する経過措置）」を付し、同項の前に次の4項を加える。

（平成20年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等）

12 平成20年1月1日において、一般職員を道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の号俸数については、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。この場合において、第2号に掲げる一般職員で任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

(1) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸（道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、2号俸）

(2) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下（道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、1号俸）

13 前項の規定により昇給する一般職員のうち人事委員会の定める事由以外の事由によって平成19年1月1日から同年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の4分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第2号に掲げる一般職員に該当するものとみなす。

14 平成19年1月1日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に新規則第22条第3項、第25条第2項若しくは第41条の規定により号俸を決定された一般職員の昇給の号俸数は、附則第12項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から同年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる一般職員は、昇給しない。

15 附則第12項又は前項の規定による昇給の号俸数が、平成20年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸（同月1日において職務の級を異にする異動又は新規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる一般職員

の昇給の号俸数は、附則第12項又は前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

附則第10項の見出し中「特定職員以外の職員」を「一般職員」に改め、同項中「特定職員以外の職員」の次に「（以下「一般職員」という。）」を加え、「（新規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。）」を削り、同項を附則第11項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「平成18年12月31日」を「平成19年12月31日」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

（平成20年1月1日における特定職員の昇給区分及び昇給の号俸数の特例）

9 平成20年1月1日において、特定職員を道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の特定職員の昇給区分は、新規則第35条第2項前段の規定にかかわらず、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、同項第3号から第5号までに掲げるいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとし、新規則第35条第2項第1号及び第2号、第5項並びに第8項の規定は適用しない。この場合において、新規則第35条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「別表第8」とあるのは「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7－1104）附則別表」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「次の第3号から第5号まで」と、同条第4項中「上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）」とあるのは「上位の昇給区分」とする。

附則の次に次の表を加える。

附則別表 特定職員昇給号俸数表（附則第9項関係）

昇給区分	C	D
昇給の号俸数	4号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

備考

この表に定める上段の号俸数は道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項及び警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数はこれらの項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

うに改正する。ただし、網走支庁管内の項の規定は、平成18年8月21日から適用する。

平成18年12月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

上川支庁管内の項中

「美瑛町字俵真布 俵真布小学校 3」を削り、網走支庁管内の項中「佐呂間町字武士」を「佐呂間町字中園」に改める。

北海道人事委員会告示第24号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、道職員給与条例関係の規定は平成18年10月1日から、警察職員給与条例関係の規定は平成18年11月30日から適用する。

平成18年12月26日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

道職員給与条例関係の表網走支庁管内の項中

「遠軽町大通北1丁目 網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務所出張所 1
遠軽町大通北1丁目 網走西部森づくりセンター遠軽事務所 1
遠軽町大通北1丁目 網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所 1
遠軽町大通北5丁目 網走保健福祉事務所遠軽支所 1」を
「遠軽町大通北5丁目 網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所 1
遠軽町大通北5丁目 網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務所出張所 1
遠軽町大通北5丁目 網走保健福祉事務所遠軽支所 1
遠軽町大通北5丁目 網走西部森づくりセンター遠軽事務所 1」に
改め、警察職員給与条例関係の表釧路方面管内の項中「帯広警察署十勝川駐在所」を「帯広警察署十勝川温泉駐在所」に改める。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第189号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年12月27日から施行する。

平成18年12月26日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面豊平警察署の項中

北 野			同 清田区 北野4条5丁目4番60号	同 清田区北野1条1丁目及び2丁目、北野2条1丁目から3丁目まで、北野3条から7条までの1丁目から5丁目まで、平岡3条1丁目から6丁目まで、平岡4条1丁目から3丁目まで、平岡4条6丁目及び7丁目、平岡5条1丁目から4丁目まで、平岡5条6丁目、平岡6条から平岡9条までの1丁目から4丁目まで、平岡10条1丁目から3丁目まで
中央通			同 清田区 平岡1条5丁目4番3号	同 清田区里塚1条1丁目から4丁目まで、里塚2条及び里塚3条の1丁目から7丁目まで、里塚4条1丁目及び3丁目、里塚緑ヶ丘1丁目から12丁目まで、里塚、平岡1条及び平岡2条の1丁目から6丁目まで、平岡公園東1丁目から11丁目まで、平岡公園、真栄1条から真栄3条までの2丁目、真栄4条及び真栄5条の2丁目から5丁目まで、美しが丘1条から美しが丘3条までの1丁目から10丁目まで、美しが丘4条5丁目から10丁目まで並びに美しが丘5条5丁目、6丁目及び9丁目

を

北 野			同 清田区 北野4条5丁目4番60号	同 清田区北野1条1丁目及び2丁目、北野2条1丁目から3丁目まで、北野3条から7条までの1丁目から5丁目まで、平岡4条1丁目から3丁目まで、平岡5条1丁目から4丁目まで、平岡6条から平岡9条までの1丁目から4丁目まで並びに平岡10条1丁目から3丁目まで
中央通			同 清田区 平岡1条5丁目	同 清田区里塚1条1丁目から4丁目まで、里塚2条及び里塚3条の1丁目から7丁目まで、里塚4条1丁目及び3丁目、里塚緑ヶ丘1丁目から12丁目まで、平岡1条から平岡3条までの

			目4番3号	1丁目から6丁目まで、平岡4条6丁目及び7丁目、平岡5条6丁目、平岡公園東1丁目から11丁目まで並びに平岡公園
美しが丘			同 清田区 美しが丘3条4丁目1番33号	同 清田区真栄1条から真栄3条までの2丁目、真栄4条及び真栄5条の2丁目から5丁目まで、美しが丘1条から美しが丘3条までの1丁目から10丁目まで、美しが丘4条5丁目から10丁目まで、美しが丘5条5丁目、6丁目及び9丁目並びに里塚

に改める。

北海道警察本部告示第190号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年12月29日から施行する。

平成18年12月26日

北海道警察本部長 樋口 建史

別表札幌方面倶知安警察署の項中

真 狩	同 真狩村 字真狩71番地	を	真 狩	同 真狩村 字真狩29番24	に改める。
-----	------------------	---	-----	-------------------	-------